

団体名：新日本婦人の会 苫小牧支部
回答日：平成29年11月15日

要請内容（回答）

(1)度重なる北朝鮮のミサイル発射で、Jアラートが鳴り、多くの住民に不安が広がりました。また、日米共同訓練によるオスプレイが苫小牧市上空を飛行し、市民の目撃情報が市に対して多数寄せられ、いつ墜落するか分からないオスプレイの飛行訓練は中止すべきだとの声も挙がっています。

最近のこうした状況は私たち市民の平和な生活を脅かし、新日本婦人の会としても、黙認できない事態だと感じています。特に北朝鮮に対する日本やアメリカの態度は、対話より圧力だとして、一触即発の緊迫した状況となっています。

私たちはあくまでも平和的解決を望みます。国に対して「非核平和都市」条例をもつ貴市長として、日本政府に対して平和的話し合いで解決するよう強く要請していただきたい。

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

北朝鮮の核計画の断念、軍縮について、日本政府は粘り強く対話の努力を続けてきましたが、核実験や弾道ミサイルの発射は繰り返されています。これらの状況から、平成29年9月の国連総会において、安倍首相は「北朝鮮に、全ての核、弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で、放棄させなくてはなりません。そのために必要なのは、対話ではない。圧力なのです。」と演説しています。

非核平和都市条例を制定している本市としては、核兵器のない平和の実現を強く願っており、これまでも日本非核宣言自治体協議会を通し、核兵器廃絶と恒久平和の実現を日本政府に要請しているところですが、今後も会員自治体と連携した要請を継続してまいります。

(2)介護・国保・医療の問題について

新日本婦人の会では会員に対し、「医療・介護」の困りごとアンケートを実施したところ、切実な声が寄せられました。会員の願いに応え、貴市としての取り組みなどについてお聞きしたい

1. 介護問題では、ショートステイや高齢者施設（ケアハウス、グループホーム等）の設置状況

介護保険料の引き下げ、介護利用料の負担軽減についての対応策は？

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

ショートステイは、市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等19施設において利用可能となっております。

団体名：新日本婦人の会苫小牧支部
回答日：平成29年11月15日

高齢者施設につきましては、特別養護老人ホームが11施設、介護老人保健施設が6施設、介護療養型医療施設が2施設、ケアハウスが7施設、グループホームが26施設となっております。

介護保険料につきましては、「所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う」という国の考え方にに基づき、世帯状況と市町村民税の課税状況に応じて10段階に設定しております。

また、低所得者への配慮として、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超えて120万円以下で世帯全員が市町村民税非課税である第2段階につきましては、国が示している基準額に対する保険料率を苫小牧市独自で下げており、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下で世帯全員が市町村民税非課税である第1段階につきましては、平成27年度から公費投入による軽減強化を実施しております。

利用料の負担軽減につきましては、いくつかの軽減制度がございます。

世帯内で1か月のサービスにかかる利用者負担額が一定の上限を超えたときは、その超えた額が払い戻されます（高額介護サービス費）。

また、介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・居住費（滞在費）について、世帯全員が市町村民税非課税等の要件に該当の場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

その他に、対象のサービスを利用した際に利用者負担額、食費、居住費について25%軽減となる制度もございます（社会福祉法人による利用者負担額軽減制度、民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度）。

これらの制度につきましては、ホームページや広報とまこまい、全戸配布のパンフレット等で周知をしており、今後につきましても様々な機会を通じて周知に努めていきたいと考えております。

2. 国保料は来年から実施される都道府県化によって、どのように変わるのか 国保加入者負担は？

【回答】（市民生活部国保課 担当）

都道府県化以降の国保税率は、北海道に納める国保事業費納付金等の総額を充足できるように設定することになりますが、苫小牧市では平成30年度の税率改定は行わず、平成31年度に税率改定を行います。

これは、税率改定が加入者に与える影響が大きいと、その影響を詳細に分析・検討する必要があることや、市民周知をより丁寧に実施する必要があると考えているためです。

平成31年度に税率改定を行う際には、収支のバランスがとれる税率であることを前提に、少しでも負担感が変わらないように設定したいと考えております。

団体名：新日本婦人の会苫小牧支部

回答日：平成29年11月15日

3. 年金に頼らざるを得ない高齢者の医療費負担は重く、軽減策が必要ですが、その対策は？

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

高齢者の医療費負担につきましては、国の社会保障制度の改変に伴い世代間の負担割合の見直しが進められている状況です。市としましては、生活の困窮などに伴う高齢者からの相談に応じ、少しでも負担軽減が図られますよう高額療養費制度や無料低額診療事業などの案内を行っております。また、冬季間の燃料費に対する補助として市独自で「ぬくもり灯油事業」を実施し、年金等の収入のみで暮らす高齢者の家計を支える一助として利用いただくなど、今後も、高齢者が安心して暮らしていける地域づくりを進めていきたいと考えておりますので御理解願います。

(3) 子どもの医療費無料化について

全国でも義務教育終了まで子どもの医療費の無料化が広がっており、さらに進んでいる自治体では高校生まで無料化を実施しています。貴市の無料化の実態と今後の対応についてお聞きしたい

1. 全国の無料化の実施状況について

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

厚生労働省が集計した「平成28年度の医療費助成の実施状況」では、全国47都道府県全てにおいて乳幼児等に対する助成を実施しており、そのうち、対象となる年齢はそれぞれですが、9県で無償化を実施している状況です。また、市区町村の実施状況では、全国1,741市区町村のうち、1,054の市区町村で一部対象を含め無償化を実施しております。（別紙1）

2. 北海道内の状況と苫小牧市の現状について

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

北海道内の179市町村全てにおいて乳幼児等に対する医療費助成を実施しており、そのうち、対象となる年齢はそれぞれですが、113市町村で一部対象を含め無償化を実施している状況です。また、その傾向としましては比較的人口の少ない町村での実施が多い状況となっております。（別紙2）

本市における実施状況としましては、対象は北海道が定める「通院の対象年齢は未就学児まで」「入院の対象年齢は小学校卒業まで」という実施基準に準拠しておりますが、課税世帯の3歳以上の未就学児に対しては、北海道の実施基準である、医療費の1割負担が必要なところを、初診時一部負担金のみで受診

団体名：新日本婦人の会苫小牧支部

回答日：平成29年11月15日

できるよう独自の助成拡大をしております。

3. 義務教育終了まで無料化すると年間どれほどの予算が必要になるのか

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

平成27年度の乳幼児等医療費助成事業の決算額は、3億1,595万円となっております。仮に義務教育終了まで無償化した場合の年間の費用は、約8億9,000万円と推計しており、この増加分は北海道からの補助の対象外となりますので、全て市費単独での負担が必要になります。

(4) カジノ誘致に貴市は熱心ですが、私たちが聞き取りなどの取り組みでは、「誘致反対」の声が数多く寄せられています。行政主導型の説明会が市内で行われていますが、市民にとってカジノ=賭博は「百害あって一利なし」であり、安心して子育てをする環境を壊し、少子化に拍車をかけることになりかねません。

さらに、苫小牧周辺にはラムサール条約に指定されたウトナイ湖があり、自然共生型リゾート開発そのものが自然破壊に繋がります。

自然を守る会や野鳥の会の会員のなかからも不安の声が挙がりはじめています。住民の健康を害する依存症だけでなく自然をも壊すカジノ誘致には絶対反対します。貴市長のお考えを改めるよう切望いたします。

【回答】（総合政策部国際リゾート戦略室 担当）

本市は現在、人口17万2千人を超える北海道内5番目の都市でございますが、平成26年度以降の人口は減少傾向となっております。

人口減少問題は税収の減少を伴い、さらには少子高齢化の進行により医療や福祉コストの増大といった負の連鎖を招く恐れがあります。

このため、将来に渡り本市が持続可能な都市となるように雇用創出や人口減少に歯止めをかける施策が必要であり、この課題解決の一つの方法がIRであると考えております。

本市としては、人口が減らないまちを目指すために、IRについて市民の理解を深めることを目的としたIR予算を組み、チャレンジをしているところでございますが、治安の維持、さらには自然環境保護について、大変重要な責務があることを認識しております。

このため、本市としては、子どもたちに豊かな自然と安心して快適に暮らせる未来を手渡せるよう、国で審議されているカジノ事業がもたらす様々な懸念への対策の動向を注視し、社会環境が悪化しないための対策や活動に取り組んでいくことが重要であると考えております。

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況

(平成28年 4月 1日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位：都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
3歳未満	1	0
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	26	21
9歳年度末	3	1
12歳年度末	5	7
15歳年度末	5	14
18歳年度末	2	2
その他(※)	1	1

所得制限	
所得制限なし	17
所得制限あり	29
その他(※)	1

一部自己負担	
自己負担なし	9
自己負担あり	37
その他(※)	1

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし

◎都道府県別の詳細は別紙 2 参照

2. 市区町村における実施状況

(単位：市区町村)

対象年齢	通院	入院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	202	33
7歳未満	1	0
7歳年度末	1	0
8歳年度末	0	0
9歳年度末	25	7
10歳年度末	4	0
11歳年度末	0	0
12歳年度末	121	129
15歳年度末	1,005	1,169
16歳年度末	1	1
18歳年度末	378	399
20歳年度末	2	2
22歳年度末	1	1

所得制限	
所得制限なし	1,432
所得制限あり	309

一部自己負担	
自己負担なし	1,054
自己負担あり	687

◎市区町村別の詳細は別紙 3 参照

1. 道内の市町村における実施状況

対象年齢	(単位：市町村)	
	通院	入院
実施市町村数計	179	179
就学前	54	0
7歳未満	0	0
7歳年度末	0	0
8歳年度末	0	0
9歳年度末	2	0
10歳年度末	0	0
11歳年度末	0	0
12歳年度末	6	52
15歳年度末	70	77
16歳年度末	0	0
18歳年度末	46	49
20歳年度末	0	0
22歳年度末	1	1
所得制限		
所得制限なし		106
所得制限あり		73
一部自己負担		
自己負担なし		113
自己負担あり		66